

印 紙

業務委託契約書

西暦 年 月 日

(甲) 所在地

団体等名称

代表者

(乙) 所在地

団体等名称

代表者

本件業務委託契約書は、甲乙共に実面にて協議し、甲が乙に対し委託内容を書面にて、提出し【作業仕様書 地図 飛行承認 撮影許可証 等】説明する

(委託業務)

第1条

甲は乙に対し、次に定める業務を委託し、乙はこれを受諾する。

- ()
()
()

(委託業務の実施)

第2条

- 乙は、本契約書別紙等に定める仕様書等に従いこれを履行しなければならない。
- 甲又は乙は、業務上の内容、実施方法の変更及び追加等が起きた場合は、甲乙協議の上、業務の内容、実施方法、契約期間、委託料などを改めて決定するものとする。

(契約期間)

第3条

契約期間は、西暦 年 月 日より西暦 年 月 日までとする。

(委託料)

第4条

- 甲は乙に対し、本業務の対価として、金 円(内税)を支払うものとする。
- 甲は前項に定めた委託料を、乙の指定する銀行口座への振り込みにより支払うものとする。振込金額3万円以下は、振込手数料は甲の負担とする。
- 甲は長期委託契約【3ヶ月を越すもの】については、3ヶ月毎に、精算とする。

(再委託の制限)

第5条

1. 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
2. 乙は、本業務の一部を第三者に委託使用とする場合は、予め再委託先の、住所、委託業者名、代表者、連絡先、再委託の必要性、委託業務の範囲を、書面にて提出し、許可を受けなければならない。【下請け代金は、乙が支払うものとする。】
3. 再委託の内容を変更を使用とする場合も同様である。

(完了報告)

第6条

1. 乙は本業務が完了したときは、委託完了報告書を作成し、成果物(電磁媒体)と共に、本契約期間内に甲に提出しなければならない。但し、契約期間中途に成果物の中間提出、並びに中間清算を妨げてはならない。
2. 甲乙同席のもと、成果物の確認をしなければならない。

(委託料の支払い)

第7条

1. 乙は成果物を納入したときは、本業務の委託料を納品請求書により、支払を請求することができる。
2. 甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請求金額を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第8条

1. 乙は、本業務に関して知り得た情報、秘密を、この期間に係わらず第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第9条

1. 本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲において、損害賠償を相手方に請求できるものとする。
2. 甲乙間での協議で、対立又は物別れになったときは、第三者機関の採決に委ねる。

(契約の解除)

第10条

1. 甲は、乙が契約書に記載された条件に、重大な違反があった場合。
2. 乙による本業務の遂行が困難であると甲が認めたとき。

(協議事項)

1. 本契約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議の上、解決を図るものとする。
2. 著作権並びに財産権に関する契約においては、別紙契約書において定めるものとする。

本契約提携の証として、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。